

Ⅲ. 学位論文の審査

修士学位論文の審査基準及び最終試験実施要項

令和8年1月28日 理工学研究科委員会 決定

1. 学位論文審査

(1) 学位論文審査の申請資格

博士前期課程に1年以上在学し、修了見込みの者、又は早期修了者として認定された者であること。

(2) 学位論文の提出期日

別途通知する指定された期日までに提出する。

(3) 学位論文の提出方法

指導教員の承認を得たうえで、学位論文に論文要旨（和文又は英文）を綴りこみ、論文審査願を添えて提出する。提出先は別途通知する。

(4) 学位論文の審査委員

所属専攻の研究指導教員1名を主査とし、理工学研究科の教員2名以上を副査として審査会を構成する。ただし、必要があるときは、本学のほかの研究科等又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査会に加えることができる。

(5) 学位論文の発表

学位論文提出者は、その研究内容について口頭発表をしなければならない。

(6) 学位論文の審査

学位論文の審査は、学位論文審査の申請者による口頭発表及び学位論文の内容に関する質疑応答を中心に行う。

(7) 学位論文の審査基準

茨城大学大学院理工学研究科博士前期課程における学位論文の審査基準を以下のとおり定める。

審査基準

- (1) 研究の目的及び当該研究分野における位置付け、加えて修士論文においては新たに明らかにした点が明確に記述されていること。
- (2) 研究方法が明確に記述されていること。
- (3) 実験・観察結果ならびにデータ解析結果、もしくは論理展開が明確に記述されていること。
- (4) 考察が論理的に記述されていること。

2. 最終試験

最終試験では、学位論文の内容に関する事項についての口述試験により行われ、「合格」「不合格」を判定する。

3. 学位論文の審査及び最終試験の期日

学位論文の審査及び最終試験は、3月期修了予定者については2月末日、9月期修了予定者については8月末日までに終了し、審査委員はその結果を文書（学位論文審査及び最終試験結果報告）にて理工学研究科博士前期課程学務委員会に報告しなければならない。

4. 学位論文の保管

審査に合格した論文の電磁的記録を理工学研究科に保管する。ただし、非公開とする。

5. その他

この要項によりがたいときは、その都度、理工学研究科博士前期課程委員会に付議決定する。また、実施の詳細は理工学研究科博士前期課程学務委員会において決定する。

【参 考】

大学院設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

茨城大学大学院学則

(成績評価基準等の明示等)

第15条 本学は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

茨城大学学位規則

国立大学法人茨城大学規則集(<https://houki.admb.ibaraki.ac.jp/1c25/>)にて最新の規則を確認して下さい。